

## 令和2年度青森県観光安全安心推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、安全安心な観光地としての認知度向上と誘客促進のための基盤整備を推進することにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている観光産業の回復を図るため、観光事業者等が行う観光施設・宿泊施設等の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に要する経費について、令和2年度予算の範囲内において、観光事業者等に対し、青森県観光安全安心推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

- 第2 この要綱において「新型コロナウイルス感染症」とは、令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。
- 2 この要綱において「中小企業者」とは、商工会法（昭和35年法律第89号）第2条に規定する商工業者であつて、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、青森県内に事業所を有するものをいう。
- 3 この要綱において「宿泊事業者」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けたものが行う同法第2条第2項及び第3項に規定する営業に係る県内宿泊施設を経営するもの（国、県及び市町村を除く。）をいう。ただし、この者が営業する風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に供する施設は除く。
- 4 この要綱において「観光事業者」とは、観光入込客統計に関する共通基準（平成21年12月国土交通省観光庁）に基づく観光地点の要件を満たす県内施設及び県内の駅、空港、バスターミナル、フェリーターミナルにおいて、主に観光客を対象に事業を営むもの（国、県及び市町村を除く。）をいう。
- 5 この要綱において「観光遊覧船事業者」とは、海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条及び第21条第1項に規定する許可を受け、県内観光遊覧船事業を経営するもの（国、県及び市町村を除く。）をいう。

### (補助事業者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、宿泊事業者、観光事業者及び観光遊覧船事業者のうち中小企業者とする。

### (補助事業、補助対象経費及び補助金の額)

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表1のとおりとする。

(申請書等)

第5 補助金の交付を申請しようとする者は、交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 収支予算書(別紙2)
- (3) 補助対象経費の内容を明らかにした資料(見積書、請求書等)
- (4) 直近1期分の貸借対照表、損益計算書、定款(法人の場合)
- (5) 直近の確定申告書の写し(個人事業主の場合)
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者が、本事業と同一内容で国、地方自治体その他機関の補助制度または委託事業等と併願している場合は、補助金を交付しないものとする。

3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額し、交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第6 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、及び必要に応じて現地等を調査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

3 知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第5項の規定に基づく緊急事態宣言の発令日(令和2年4月7日)以降で第1項の規定による交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、第5第1項の規定により提出された申請書に記載する事業との同一性が確認でき、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

(補助金の交付の条件)

第7 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容または経費の配分を変更する場合には、事業変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出してその承認を受けること。ただし、別表1に掲げる補助対象経費の10パーセント以内の増減(補助金総額の増額を伴わないものに限る。)の場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業の全部もしくは一部を中止し、又は廃止する場合において、あらかじめ事業中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の

遂行が困難となった場合において、速やかに事故報告書（第4号様式）を知事に報告してその指示を受けること。

(4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和3年4月1日から5年間保管しておくこと。

(5) 補助事業者に対し、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（規則第19条に規定するものに限る。以下同じ。）を知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用させ、譲渡させ、交換させ、貸付けさせ、又は担保に供させないこと。ただし、第18第2項に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。

（申請の取下げの期日）

第8 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から10日以内に、交付申請取下書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（契約等）

第9 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。

3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、知事から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して知事からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第10 補助事業者は、第6第1項に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特

定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が補助金の額の確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
  - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
  - (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、知事が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

#### （状況報告）

第11 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに補助事業遂行状況報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

#### （実績報告）

第12 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の2月28日のいずれか早い期日までに事業完了（廃止）実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業報告書（別紙4）
- (2) 収支決算書（別紙5）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

第13 知事は、第12の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第

7 第1号に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の支払)

第14 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、知事が必要あると認めるときは、概算払により交付することがある。

#### (補助金の請求)

第15 補助事業者は、前条の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金(概算払)請求書(第8号様式)を知事に提出して行うものとする。

#### (交付決定の取消し等)

第16 知事は、第7第2号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要性なくなった場合
- (5) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項(別紙3)に違反した場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第13第3項の規定を準用する。

#### (財産の管理等)

第17 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、財産管理台帳（第9号様式）を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第12第1項に定める実績報告書（第8号様式）に財産管理台帳（第9号様式）を添付しなければならない。
- 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第18 取得財産等のうち、規則第19条第4号及び第5号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。
- 2 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。
  - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（産業財産権等に関する報告）

- 第19 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権または商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願もしくは取得した場合またはそれを譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、産業財産権等取得等届出書（第10号様式）を知事に遅滞なく提出しなければならない。

（収益納付）

- 第20 知事は、補助事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡または実施権の設定およびその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることができるものとする。
- 2 補助事業者は、補助事業に係る収益の状況について、知事の要求があったときは速やかに収益納付に係る報告書（第11号様式）を提出しなければならない。

（情報管理及び秘密保持）

- 第21 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも前項の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助

者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 前2項の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第22 補助事業者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙3）について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第23 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、第12号様式により速やかに報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（その他）

第24 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年10月21日から施行し、令和2年10月27日から適用する。

別表1（第4関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の金額
青森県内に所在する宿泊施設、観光施設、観光遊覧船において業種別ガイドライン（注1）に沿って実施する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策事業	① 物品、備品等（消耗品（注2）を除く。以下同じ。）の購入に要する経費 ② 設備等の工事に要する経費 ③ 機器、設備等のリース料又はレンタル料として支払われる経費	補助対象経費の4分の3に相当する額以内の額（上限2,000千円、下限50千円とする）。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（注1） 内閣官房が公表している「業種別ガイドライン」に掲載されているガイドラインとする。

ガイドラインが改定された場合は、改定後の内容に沿って実施した感染防止対策事業を含む。

（注2） 「消耗品」とは、1回又は数回の使用により再度使用することが困難な物品、備品等又は使用とともにその量が減少する物品、備品等をいう。



青森県知事 殿

申請者

（住 所）

（名 称）

（代表者職氏名）



令和2年度青森県観光安全安心推進事業費補助金交付申請書

令和2年度において実施する青森県観光安全安心推進事業について補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第5第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- |   |             |    |           |
|---|-------------|----|-----------|
| 1 | 事業の概要       | }  | 事業計画書のとおり |
| 2 | 経費の配分       |    |           |
| 3 | 補助金交付申請額    | 金  | 円         |
| 4 | 事業開始（予定）年月日 | 令和 | 年 月 日から   |
|   | 及び完了予定年月日   | 令和 | 年 月 日まで   |

令和 年 月 日

青森県知事 殿

申請者

（住 所）

（名 称）

（代表者職氏名）



令和2年度青森県観光安全安心推進事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け〇〇〇第 号で交付決定の通知を受けた令和2年度青森県観光安全安心推進事業について、下記のとおり補助事業を変更したいので、同補助金交付要綱第7第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

### 3 経費の配分

(単位 円)

補助対象経費 の区分	補助対象経費		補助対象経費 (税抜)	
	変更前	変更後	変更前	変更後
物品、備品購入費				
工事費 (店舗・施設改修)				
借料				
合計				

青森県知事 殿

補助事業者

（住 所）

（名 称）

（代表者職氏名）



令和2年度青森県観光安全安心推進事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け〇〇〇第 号で交付決定の通知を受けた令和2年度青森県観光安全安心推進事業について、下記のとおり補助事業を中止（廃止）したいので同補助金交付要綱第7第2号の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

3 補助事業の遂行状況

青森県知事 殿

補助事業者  
(住 所)  
(名 称)  
(代表者職氏名)



令和2年度青森県観光安全安心推進事業遅延（事故）報告書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定の通知を受けた令和2年度青森県観光安全安心推進事業について、下記のとおり遅延（事故）があったので、同補助金交付要綱第7第3号の規定により、報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費 円
- 3 遅延（事故）の内容及び原因
- 4 遅延（事故）に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）遅延（事故）の理由を立証する書類を添付すること。

第5号様式（第8関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者

（住 所）

（名 称）

（代表者職氏名）



令和2年度青森県観光安全安心推進事業費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け〇〇〇第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和2年度青森県観光安全安心推進事業について、下記の理由により交付の申請を取り下げます。

記

取下げの理由

青森県知事 殿

補助事業者

(住 所)

(名 称)

(代表者職氏名)



令和2年度青森県観光安全安心推進事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け〇〇〇第 号で交付決定の通知を受けた令和2年度青森県観光安全安心推進事業について、同補助金交付要綱第11の規定により、下記のとおり報告します。

記

(単位 円)

補助対象経費 の区分	補助対象経費 A	月 日現在 の支出額B	進捗率 B/A	今後執行見込額
物品、備品 購入費				
工事費 (店舗・施設 改修)				
借料				
合計				

令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者

(住 所)

(名 称)

(代表者職氏名)



令和2年度青森県観光安全安心推進事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け〇〇〇第 号で交付決定の通知を受けた令和2年度青森県観光安全安心推進事業が完了（を廃止）したので、同補助金交付要綱第12の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- |   |             |          |
|---|-------------|----------|
| 1 | 事業完了（廃止）年月日 | 令和 年 月 日 |
| 2 | 補助金交付決定額    | 金 円      |
| 3 | 補助金受領年月日    | 令和 年 月 日 |
| 4 | 補助金充当額      | 金 円      |



第8号様式（第15関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者

（住 所）

（名 称）

（代表者職氏名）



令和2年度青森県観光安全安心推進事業費補助金（概算払）請求書

令和 年 月 日付け〇〇〇第 号で交付決定の通知を受けた令和2年度青森県観光安全安心推進事業費補助金について、同補助金交付要綱第15の規定により、下記のとおり請求します。

記

- |   |         |   |   |
|---|---------|---|---|
| 1 | 交付決定額   | 金 | 円 |
| 2 | 概算払受領済額 | 金 | 円 |
| 3 | 今回請求額   | 金 | 円 |

振 込 先  
銀行・支店名  
預金種別  
口座番号  
口座名義

第9号様式（第17関係）

財産管理台帳

事業名	事業実施主体者名	取得等した財産の内容				経費の負担区分			処分制限期間		処分の状況		備考
		名称	規格・数量等	取得等年月日	取得等金額	県補助金 (補助率)	自己資金	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
					円	円	円	円					

- 注1 「処分制限年月日」欄には、処分制限の終期を記載すること。
- 2 「処分の内容」欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記載すること。
- 3 「備考」欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権者等の名称並びに補助金返還額を記載すること。

第10号様式（第19関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者

(住 所)

(名 称)

(代表者職氏名)



産業財産権等取得等届出書

令和2年度青森県観光安全安心推進事業費補助金交付要綱第19の規定により、下記のとおり産業財産権等の取得（出願、譲渡、実施権の設定）をしたので届け出ます。

記

1. 産業財産権等の種類及び番号
2. 産業財産権等の内容
3. 相手先及び条件（譲渡、実施権設定の場合）

青森県知事 殿

補助事業者

(住 所)

(名 称)

(代表者職氏名)



収益納付に係る報告書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった令和2年度青森県観光安全安心推進事業の実施期間内における事業化等の状況について、同補助金交付要綱第20の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施結果の事業化等の有無

- |                        |   |   |
|------------------------|---|---|
| 1. 補助事業の実施結果の事業化       | 有 | 無 |
| 2. 産業財産権等の譲渡又は実施権の設定   | 有 | 無 |
| 3. その他補助事業の実施により発生した収益 | 有 | 無 |

(単位：円)

補助金額(A)	補助対象経費(B)	補助事業に係る売上額(C)	補助事業に係る収益額(D)	控除額(E)	納付額(F)

【記載注意事項】

- ① 1～3においてすべて「無」（1については、事業実施期間内に売上なし）の場合には、上記の表への記入は不要。
  - ② 「補助事業に係る売上額（C）」とは、補助事業期間における当該事業の売上額をいう。
  - ③ 「補助事業に係る収益額（D）」とは、「補助事業に係る売上額（C）」から、同売上額を得るのに要した額（補助対象経費以外の製造原価・販売管理費等）を差し引いた額をいう。  
なお、「補助事業に係る収益額（D）」がゼロ又はマイナスの場合には、（D）にゼロと記載する。
  - ④ 「控除額（E）」とは、「補助事業対象経費（B）」のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額をいう。 控除額（E）＝補助事業対象経費（B）－補助金額（A）
  - ⑤ 「納付額（F）」＝（「補助事業に係る収益額（D）」－「控除額（E）」）×（「補助金額（A）」／「補助事業対象経費（B）」） \*円未満切上げ
- (注) 補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。

第12号様式（第23関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者

(住所)

(名称)

(代表者職氏名)



消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和2年度青森県観光安全安心推進事業費補助金交付要綱第23の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |
|--|---|
| 1 補助金額（令和 年 月 日付け第 号による補助金の額の確定通知額）          | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額             | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                              | 円 |

（注）

- 別紙として積算の内訳を添付すること。
- 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。
- 補助事業の遂行に伴い課税売上が発生する場合には、消費税額及び地方消費税額から控除税額を差し引いた後の控除不足額を消費税仕入控除額とする。